

事務連絡
令和5年11月9日

都道府県衛生・医務主管部（課） 御中

厚生労働省医政局看護課

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
看護師等養成所における臨地実習の取扱い等について」の廃止について

各都道府県におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、看護師等養成所（以下「養成所」という。）に在学中の学生の修学等に不利益が生じることがないよう、養成所の運営等については、【別添1】のとおり令和2年2月28日、令和2年6月1日、令和3年5月14日、令和4年4月14日、令和5年4月25日付事務連絡によりその取扱いを周知しております。また、【別添2】により看護師等養成所の臨地実習の取扱い等について周知しております。

令和5年10月17日付事務連絡（【別添3】）において、実習等の弾力的な運用について原則として廃止することを周知致しました。これに伴い、令和2年6月22日付事務連絡（【別添2】）についても同様の取扱いと致します。

各都道府県におかれましては、内容をご了知の上、各地域の実情に応じて、貴管内の養成所における実習再開に向けた指導等をお願い致します。

以上

【別添1】

新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生等の状況に応じた学修機会の確保等についてお知らせします。

事務連絡
令和5年4月25日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所等の運営等については、別添1のとおり令和2年2月28日、令和2年6月1日、令和3年5月14日及び令和4年4月14日付事務連絡（以下「前事務連絡等」という。）により、その取扱いを周知しており、これに基づきご対応いただいているものと承知しております。令和5年1月27日付「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」で、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置づけられることになりましたので、実習施設における感染状況を踏まえながら、学生等の実習機会の確保に鑑み、実習施設における実習が実施できるようよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、引き続き実習施設の確保が困難な状況が想定される場合には、前事務連絡等と同様

の対応として差し支えありません。

また、前事務連絡等に関連して、特に実習施設におけるワクチン接種やPCR検査等の取扱いについても別添1のとおり令和4年4月14日付事務連絡により、学校養成所等の実習施設となり得る医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、福祉施設及び保健所等（以下「医療機関等」という。）に対して、ワクチン接種やPCR検査等を実習の受入れの必須要件としないよう再度周知するとともに、関係者の理解と協力を得られるようご協力をお願いすることに加え、これと同様に学校養成所等において入学の必須要件としないよう併せて学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。

本事務連絡は、各国公私立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等及び医療機関等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、各市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
（内線：2003（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課
（医師・歯科医師）（内線：3306（医学教育係））
（薬剤師）（内線：3326（薬学教育係））
（保健師・助産師・看護師）（内線：2508（看護教育係））
（その他の職種）※（内線：2508（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、社会福祉士・介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局
（保健師・助産師・看護師・准看護師）（内線：2594（看護課））
（救急救命士）（内線：2550（地域医療計画課））
（歯科衛生士・歯科技工士）（内線：4141（歯科保健課））

(その他の職種) (内線: 2 5 6 8 (医事課))

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線: 2 9 7 2 (健康課))

厚生労働省医薬・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線: 2 4 9 2 (生活衛生・食品安全企画課))

(理容師・美容師) (内線: 2 4 3 7 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線: 2 8 4 5 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線: 3 0 6 4 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線: 3 1 1 3 (精神・障害保健課))

新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生等の状況に応じた学修機会の確保等についてお知らせします。

事務連絡
令和4年4月14日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所等の運営等については、別添1のとおり令和2年2月28日、令和2年6月1日及び令和3年5月14日付事務連絡（以下「前事務連絡等」という。）により、その取扱いを周知しており、これに基づきご対応いただいているものと承知しておりますが、本年1月以降の新型コロナウイルス感染症の罹患者の急拡大の状況に鑑みると、今後も急速な感染拡大により、実習施設の確保が困難になることが想定されることから、基本的には本年4月以降も前事務連絡等と同様の対応とします。

前事務連絡等では、新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じた場合、代わり得る学修の実施により必要な単位等を履修して卒業（修了）した者は、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められることを示しています。本事務連絡の内容を学生等にも周知の上、学生等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等であつ

ても、実習時期の変更や学内実習に代える等、教育を受ける機会を最大限確保していただくよう、国公私立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、学校養成所等に周知徹底をお願いいたします。

また、前事務連絡等に関連して、特に実習施設におけるワクチン接種やPCR検査等の取扱いについても別添2のとおり厚生労働省より令和3年6月10日付事務連絡により、その取扱いを周知しているところですが、学校養成所等の実習施設となり得る医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、福祉施設及び保健所等（以下「医療機関等」という。）に対して、ワクチン接種やPCR検査等を実習の受入れの必須要件としないよう再度周知するとともに、関係者の理解と協力を得られるようご協力をお願いします。

本事務連絡は、国公私立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等及び医療機関等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
（内線：2003（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課
（医師・歯科医師）（内線：3306（医学教育係））
（薬剤師）（内線：3326（薬学教育係））
（保健師・助産師・看護師）（内線：2906（看護教育係））
（その他の職種）※（内線：3326（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、社会福祉士・介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局
（保健師・助産師・看護師・准看護師）（内線：2594（看護課））
（救急救命士）（内線：2550（地域医療計画課））

(歯科衛生士・歯科技工士) (内線：4 1 4 1 (歯科保健課))

(その他の職種) (内線：2 5 6 8 (医事課))

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線：2 9 7 2 (健康課))

厚生労働省医薬・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線：2 4 9 2 (生活衛生・食品安全企画課))

(理容師・美容師) (内線：2 4 3 7 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線：2 8 4 5 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線：3 0 6 4 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線：3 1 1 3 (精神・障害保健課))

事務連絡
令和3年6月10日

各 { 都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部 } 御中

厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
医療関係職種等の養成所等の実習施設への周知事項等について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所等の運営等に関する留意事項について、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年2月28日、令和2年6月1日、令和3年5月14日付事務連絡）により、各医療関係職種等の学校養成所等を所管する都道府県教育委員会、都道府県、地方厚生（支）局等宛てにその取扱いを周知しているところです。

当該事務連絡に関連して、特に実習施設におけるワクチン接種やPCR検査等の取扱いについて、実習施設側への周知も行う趣旨で本事務連絡を発出いたします。各医療関係職種等の養成所及び養成施設（以下「養成所等」という。）の実習施設となり得る医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、福祉施設、保健所等（以下「医療機関等」という。）を所管する都道府県衛生・医務主管部局におかれましては、本事務連絡の内容についてご了知いただくとともに、貴管内の医療機関等に対して周知をお願いいたします。

また、各医療関係職種等の養成所等を所管する都道府県衛生・医務主管部局、都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局、都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局及び地方厚生（支）局健康福祉部（以下「各医療関係職種等の養成所等の所管部局」という。）に

おかれましても、本事務連絡の内容についてご了解いただくようお願いいたします。

記

1. 実習施設に係るワクチン接種やPCR検査等の取扱いに係る周知について

各医療関係職種等の学校養成所等における実習に係るワクチン接種やPCR検査等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和3年5月14日付事務連絡）において、以下のとおり学校養成所等側への周知を行っているところです。

（令和3年5月14日付け事務連絡より抜粋）

ワクチン接種やPCR検査等について、実習施設側に対し、学校養成所等としての感染防護の取組状況や、学校養成所等側が行っている学内外での感染対策や実習前後での学生等への感染管理教育の内容等を説明し、検査等が実習の受入れの必須要件にならないよう、受入れ機関との対話を積極的に行うよう努めてください。

仮に、医療関係職種の実習を行う際に、病院等の実習施設から学生等の受入れに当たって新型コロナウイルス感染症向けのワクチン接種を求められた場合において、早期の接種が必要と判断される場合には、学校養成所等におかれては、可能な限り実習施設となっている病院での接種を受けられるよう調整してください。その際、ワクチン接種は、あくまで任意のものであるので、学生等に強制することのないよう実習先に説明し理解を求めてください。

この取扱いについては、実習施設側の理解と協力が不可欠であることから、各医療関係職種等の養成所等の実習施設となり得る医療機関等を所管する都道府県衛生・医務主管部局におかれましては、貴管下の医療機関等に対して、以下の内容を周知いただくようお願いいたします。

- 実習施設においては、ワクチン接種やPCR検査等について、養成所等としての感染防護の取組状況や、養成所等側が行っている学内外での感染対策や実習前後での学生等への感染管理教育の内容等をご理解の上、検査等を実習の受入れの必須要件としないようご協力ください。
- 実習施設においては、仮に、学生等の受入れに当たって新型コロナウイルス感染症向けのワクチン接種を求める場合において、早期の接種が必要と判断される場合には、可能な限り実習施設となっている病院での接種を行うことができるよう調整してくだ

さい。その際、ワクチン接種は、あくまで任意のものであるので、学生等に強制することのないようご理解をお願いいたします。

また、各医療関係職種等の養成所等の所管部局におかれましても、上記の周知事項についてご了知いただくようお願いいたします。

2. 実習施設における PCR 検査に対する支援

各地方公共団体におかれては、上記 1 の取扱いを周知してもなお、実習施設側が学生等の受入れに当たって PCR 検査の実施を求める場合については、学生等への PCR 検査実施に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することも可能であるため、各地方公共団体における臨時交付金の実施計画策定の参考としてください。

【各医療関係職種等の養成所等の担当】

厚生労働省 03-5253-1111 (代表)

厚生労働省医政局

(保健師・助産師・看護師・准看護師) (内線：2594 (看護課))

(救急救命士) (内線：2550 (地域医療計画課))

(歯科衛生士・歯科技工士) (内線：4141 (歯科保健課))

(その他の職種) (内線：2568 (医事課))

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線：2972 (健康課))

厚生労働省医薬・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線：2492 (生活衛生・食品安全企画課))

(理容師・美容師) (内線：2437 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線：2845 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線：3064 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線：3113 (精神・障害保健課))

新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生等の状況に応じた学修機会の確保等についてお知らせします。

事務連絡
令和3年5月14日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所等の運営等については、別添の通り令和2年6月1日付事務連絡により、その取扱いを周知しているところですが、今年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の確保が困難であることが想定されることから、基本的には同様の対応としますので、引き続き適切に御対応くださいますようお願いいたします。

令和2年6月1日付け事務連絡においては、いくつかの事例を紹介したところではありますが、追加の事例を今後も文部科学省ホームページで紹介していく予定です。

また、ワクチン接種やPCR検査等について、実習施設側に対し、学校養成所等としての感染防護の取組状況や、学校養成所等側が行っている学内外での感染対策や実習前後での学生等への感染管理教育の内容等を説明し、検査等が実習の受入れの必須要件にならないよう、受入れ機関との対話を積極的に行うよう努めてください。

仮に、医療関係職種の実習を行う際に、病院等の実習施設から学生等の受入れに当たって新型コロナウイルス感染症向けのワクチン接種を求められた場合において、早期の接種が必要と判断される場合には、学校養成所等におかれては、可能な限り実習施設となっている病院での接種を受けられるよう調整してください。その際、ワクチン接種は、あくまで任意のものであるので、学生等に強制することのないよう実習先に説明し理解を求めてください。

本事務連絡は、国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
（内線：2003（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課
（医師・歯科医師）（内線：3306（医学教育係））
（薬剤師）（内線：3326（薬学教育係））
（保健師・助産師・看護師）（内線：2906（看護教育係））
（その他の職種）※（内線：3326（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、社会福祉士・介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局

(保健師・助産師・看護師・准看護師) (内線：2594 (看護課))

(救急救命士) (内線：2550 (地域医療計画課))

(歯科衛生士・歯科技工士) (内線：4141 (歯科保健課))

(その他の職種) (内線：2568 (医事課))

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線：2972 (健康課))

厚生労働省医薬・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線：2492 (生活衛生・食品安全企画課))

(理容師・美容師) (内線：2437 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線：2845 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線：3064 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線：3113 (精神・障害保健課))

新型コロナウイルス感染症への対応のため、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生等の状況に応じた学修機会の確保等についてお知らせします。

事務連絡
令和2年6月1日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所の運営等については、令和2年2月28日付事務連絡により、その取扱いを周知しているところです。他方、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく全都道府県に対する緊急事態宣言は5月14日以降順次解除され、学校養成所等でも授業等を再開される動きがあるところではありますが、引き続き慎重な対応を図っていくことが必要との観点から、学校養成所等における実習等の弾力的な運用の趣旨を改めて通知するとともに、学校再開の際にも十分に感染予防に留意しつつ進めるべきことをはじめとして、下記のとおり学校養成所等の運営等に関する

る留意事項をお知らせすることとしました。

つきましては、国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

また、今後、各学校養成所等で行われている事例については、把握でき次第、随時紹介を行ってまいります。

なお、看護師等養成所における実習に関する追加の取扱いについては、別途、厚生労働省からお知らせいたします。

【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

記

1. 学校養成所等の運営に係る取扱い

- (1) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

- (3) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。その際、学校養成所等は学生等に対し、代替的な学修の趣旨や狙い、到達目標等について十分に説明するよう留意願いたいこと。

- (4) 上記(3)の取扱いについては、当面の間、医療関係職種等の国家資格の養成施設として指定する規則に示された実習内容の変更に関する承認申請・届出は不要であるが、今後、実施結果について改めて調査を行うことがあり得るので、しっかりと整理されること。

なお、看護師等養成所における取扱いについては、別途、厚生労働省からお知らせいたします。

- (5) 今後、現在の状況が続くことも想定されることも踏まえ、学校養成所等においては、各資格の本旨に鑑み、可能な限り必要な科目（課目・教育内容）が受講できるよう実習や講義の実施方法を工夫されること。例えば、実習を行うに際しては、受講人数を分散させる、受講会場には一度に入れる人数を当該会場の規模に応じた適切な人数のみに絞るなど、感染リスクに配慮すること。

2. 受験資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生等は、他の学生等より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間（実習が中止の場合、当該学校養成所等において実習に替わり得る学修として各学校養成所等で配当した単位もしくは時間を含む）を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間（実習が中止の場合、当該学校養成所等において実習に替わり得る学修として各学校養成所等で配当した単位もしくは時間を含む）を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いは、学校養成所等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、学校養成所等にあっては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

3. 学校養成所等におけるICTを活用した遠隔授業等について

遠隔授業の活用や授業の弾力的な取扱い等については、「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（令和2年3月24日付元文科高第1259号）等、「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」（令和2年5月22日付事務連絡）等及び「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」（令和2年5月1日付事務連絡）等において示されており、学校養成所等においてもこれらを参考にされ、実施に際しては御留意いただきたいこと。

4. 実習等に関する各学校養成所等での実践事例等

既にいくつかの学校養成所等においては、以下のような取組が行われている、もしくは実施が予定されている。各学校養成所等で実施に向けた環境や課題が異なることは十分に考えられるが、適宜参照の上、対応いただきたいこと。

- (1) 三密を避けた状態での、シミュレーターを用いての基本手技の実習。
- (2) オンラインによる模擬実習（カンファランス、ミニ講義、手術や手技のビデオ供覧と解説、試問、レポート提出）。
- (3) オンラインによる臨床推論能力の養成を目的とする授業。
- (4) 研究棟や講義棟での電子カルテを用いた症例検討や動画視聴、シミュレーターによる技能学習（人数制限並びに部屋の換気等感染防止措置を実施。）。
- (5) 実習の臨床実習予習ノートを用いたe-Learningによる在宅学習（各実習の指導教員がメールでの質問へ回答）。
- (6) 事例データベースを作成し、事例データベースを基に、学内においてシミュレーション教育を実施。
- (7) 臨床実習指導者参加型遠隔指導システムを活用し、書面や動画を含めて臨床推論指導を実施。
- (8) 実習先講師を招聘し、実習先での状況や実習を行った時の対応など、通常より現場に近い授業演習を実施。
- (9) 臨地（病室、在宅、居室）と大学をオンライン接続し、以下の内容の学内実習を行う。
 - ・臨床実習への協力の同意を得た患者にオンラインで聴取する。
 - ・指導教員が収集した患者の日々の様子の映像情報を用いて、計画を策定する。
 - ・リアルタイムの患者の状況を確認・評価しながら、日々の計画を策定する。
 - ・学生が役割分担するなどにより、学内でのロールプレイを通じて技術を修得する。

5. 福祉系高校における教員の研修について

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準第1項第二号に掲げる研修について、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度実施する研修の受入施設の確保が困難な場合等には、次年度において研修環境が整い次第、速やかに受講することも考えられること。

6. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の医療関係職種等の国家試験の受験資格及び学校養成所等の運営等に適用すること。

- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 歯科技工士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 調理師
- ・ 製菓衛生師
- ・ 理容師
- ・ 美容師
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 公認心理師

なお、医師、歯科医師及び薬剤師の国家試験の受験資格については、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、それぞれ、医学、歯学又は薬学の正規の課程（薬学にあっては学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。以下「6年制課程」という。）を修めて卒業した者に与えられるところであるが、大学の単位の認定等の弾力化に係る取扱いについては「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」

(令和 2 年 3 月 24 日付元文科高第 1259 号) において示されており、これらに沿った運用がなされた正規の課程を卒業した者については、従来どおり、それぞれ、医師、歯科医師又は薬剤師の国家試験の受験資格が認められること。

また、薬剤師法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 134 号) 附則第 3 条の規定に基づく受験資格の認定に当たっては、通知等において示されている取扱いに沿った運用により薬学の正規の課程を卒業した者、大学院の修士又は博士の課程を修了した者及び薬学実務実習を履修した大学において 6 年制課程に必要な科目の単位を修得した者については、薬剤師法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令(平成 16 年厚生労働省令第 173 号) 第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのそれぞれ該当する要件を満たすものとして取り扱われること。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111 (代表)

厚生労働省 03-5253-1111 (代表)

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付産業教育振興室
(内線: 2383 (助成係))

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
(内線: 2003 (指導係))

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課
(医師・歯科医師) (内線: 3306 (医学教育係))
(薬剤師) (内線: 3326 (薬学教育係))
(保健師・助産師・看護師) (内線: 2906 (看護教育係))
(その他の職種) ※ (内線: 3326 (医療技術係))

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局
(保健師・助産師・看護師・准看護師) (内線: 2594 (看護課))
(救急救命士) (内線: 2550 (地域医療計画課))
(歯科衛生士・歯科技工士) (内線: 4107 (歯科保健課))
(その他の職種) (内線: 2568 (医事課))

厚生労働省健康局
(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線: 2972 (健康課))
厚生労働省医薬・生活衛生局
(製菓衛生師) (内線: 2492 (生活衛生・食品安全企画課))
(理容師・美容師) (内線: 2437 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局
(社会福祉士・介護福祉士) (内線: 2845 (福祉基盤課))
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
(精神保健福祉士) (内線: 3064 (精神・障害保健課))
(公認心理師) (内線: 3113 (精神・障害保健課))

事務連絡
令和2年2月28日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省医薬・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所
及び養成施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所の運営等について、下記のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、国公立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

記

1. 学校養成所等の運営に係る取扱い

- (1) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと。
- (2) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

- (3) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

2. 受験資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生等は、他の学生等より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該学校養成所等において必要な単位もしくは時間を履修し、又は当該学校養成所等を必要な単位もしくは時間を履修して卒業（修了）した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いは、学校養成所等における教育内容の縮減を認めるものではないことから、学校養成所等にあつては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

3. 福祉系高校における教員の研修について

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準第1項第二号に掲げる研修について、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度実施する研修の受入施設の確保が困難な場合等には、次年度において研修環境が整い次第、速やかに受講することも考えられること。

4. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の医療関係職種等の国家試験の受験資格及び学校養成所等の運営等に適用すること。

- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 歯科技工士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 調理師
- ・ 製菓衛生師
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 公認心理師

なお、医師、歯科医師及び薬剤師の国家試験の受験資格については、学校教育法（昭和

22 年法律第 26 号) に基づく大学において、それぞれ、医学、歯学又は薬学の正規の課程（薬学にあつては学校教育法第 87 条第 2 項に規定するものに限る。以下「6 年制課程」という。）を修めて卒業した者に与えられるところであるが、大学の単位の認定等の弾力化に係る取扱いについては事務連絡（「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡））において示されており、これらに沿った運用がなされた正規の課程を卒業した者については、従来どおり、それぞれ、医師、歯科医師又は薬剤師の国家試験の受験資格が認められること。

また、薬剤師法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 134 号）附則第 3 条の規定に基づく受験資格の認定に当たっては、通知等において示されている取扱いに沿った運用により薬学の正規の課程を卒業した者、大学院の修士又は博士の課程を修了した者及び薬学実務実習を履修した大学において 6 年制課程に必要な科目の単位を修得した者については、薬剤師法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 173 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのそれぞれ該当する要件を満たすものとして取り扱われること。

【担当】 文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

（内線：2003（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課

（保健師・助産師・看護師）（内線：2906（看護教育係））

（その他の職種）※（内線：3326（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局

（保健師・助産師・看護師・准看護師）（内線：2594（看護課））

（救急救命士）（内線：2550（地域医療計画課））

（歯科衛生士・歯科技工士）（内線：4107（歯科保健課））

（その他の職種）（内線：2568（医事課））

厚生労働省健康局

(管理栄養士・栄養士・調理師)	(内線：2972 (健康課))
厚生労働省医薬・生活衛生局	
(製菓衛生師)	(内線：2972 (生活衛生・食品安全企画課))
厚生労働省社会・援護局	
(社会福祉士・介護福祉士)	(内線：2845 (福祉基盤課))
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	
(精神保健福祉士)	(内線：3064 (精神・障害保健課))
(公認心理師)	

事務連絡
令和 2 年 6 月 22 日

都道府県衛生・医務主管部（課） 御中

厚生労働省医政局看護課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
看護師等養成所における臨地実習の取扱い等について

各都道府県におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う看護師等養成所（以下「養成所」という。）に関する指導について「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡）【参考 1】及び、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和 2 年 6 月 1 日付け事務連絡）（以下「2 月 28 日付け事務連絡」という。）【参考 2】に基づき対応していただいているものと承知しています。

5 月 27 日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全面解除となり、地域によっては、実習施設の学生の受入れも再開している一方、医療提供体制の維持及び感染予防の観点から、引き続き、実習施設の学生の受入れ制限に伴い、実践活動の場（以下「臨地」という。）における実習時間の短縮や実習中止等の対応が長期化することが想定されます。

看護基礎教育における臨地実習は、知識・技術を看護実践の場面で適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解する能力を養う場として重要であり、その教育時間は看護基礎教育の多くを占めていることから、特に、臨地における学修の担保ができない場合の対応について、疑義が生じていることと存じます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師等養成所における臨地実習の取扱いについて改めて示すこととしました。

各都道府県におかれましては、内容をご了知の上、各地域の実状に応じて、貴管内の養成所における実習再開に向けた指導及び実習中止に伴う対応等について指導をお願いします。

また、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨地実習の取扱いについての基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨地実習の取扱いについては、各教育課程の進度を踏まえ、実習を実施する時期の後ろ倒し等、教育計画の変更を検討すること。検討の際には、知識及び技術習得の順序性に留意すること。

2. 実習施設において学生の受入れが可能となった場合

(1) 実習の計画について

実習施設において学生の受入れが可能となった場合は、実習施設と調整し必要な感染予防策を講じた上で、可能な限り臨地での実習を実施すること。その際、感染を予防し、実習施設の負担を抑える観点から、実習内容を精査し、学生が臨地に滞在する時間が必要最小限となるよう計画すること。

計画にあたっては、「母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について」（平成27年9月1日付け事務連絡）【参考3】において示している臨地実習を充実させることを目的とした学習の例を参考にすること。

例えば、対象との関係構築のためには、臨地における連続した実習時間の確保が望ましいが、実習施設の状況により困難な場合は、臨地での実習の前後に、学内において対象の理解を深めるような演習を実施するなど、臨地に滞在する時間が短縮されても学修目標が達成されるよう計画すること。

(2) 多様な場における支援等の活動を利用した学習について

地域で生活する高齢者や障がい者等への支援等の看護実践の場以外の多様な場における支援等の活動を利用した学習を実習時間に含めて差し支えないこと。その際は、学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明確にし、活動の前後の事前学習及び振り返りを十分に実施すること。

活動の例：

- ・地域で生活する孤立・孤独が心配な方への社会参加支援
- ・高齢者や若者(子ども)、障がい者との交流の場づくり 等

3. 保健師養成所における取扱い

保健師養成所の公衆衛生看護学実習について、保健所及び市町村での実習時間や継続した指導の時間が短縮された場合は、地区診断等を活用し、地域で生活している人々に対する理解を深めた上で、健康危機管理に関する学修の観点から、新型コロナウイルス感染症に関連する活動を実習時間に含めて差し支えないこと。こうした活動を活用した学習についてはその目的を明確にし、実習計画に位置づけること。加えて活動の前後の事前学習及び振り返りを十分に実施すること。

4. 助産師養成所における取扱い

助産師養成所における助産学実習については、分べんの取扱いを学生1人につき10回程度行わせることとしている。

分べん数の確保が困難である場合については、「東日本大震災の発生に伴う医療関係職種の受験資格及び学校養成所の運営等に係る取扱いについて」（平成23年4月5日付け事務連絡）【参考4】において「学生が2人1組で実習を行うなど、弾力的に実施して差し支えないこと。」や「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日医政発0331第21号）（以下、「ガイドライン」という。）において「分べんについては分べん第1期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引分べん、鉗子分べんに移行した場合は、1回の分べんとして算入して差し支えないこと。」と記載のある通り取り扱うこと。

加えて、ガイドラインにおいて示している別表12「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」に照らして適切に学習の評価をし、学生の到達度に応じて、分べん介助シミュレーターや紙上事例等を組み合わせて学習すること等により必要な知識及び技能を修得できるようにすること。

5. 看護師養成所及び准看護師養成所における取扱い

最終学年において、臨地での実習時間が全く確保できない教育内容が生じた場合は、学生が既に臨地実習における学修を経験していることに鑑み、当該教育内容における実習目標を踏まえて、3事例程度設定し、専任教員又は実習指導教員の指導の下に、当該事例を用いた看護過程の展開を通して学修することとして差し支えないこと。この場合に用いる事例は、模擬患者や紙上事例等が考えられる。看護過程の展開を通じた学修が、当該実習目標に対する評価を満たし、臨地における学修に相当する教育効果を十分に挙げられる場合に、当該教育内容を修了したとして差し支えないこと。

6. 留意点

- (1) 本事務連絡における臨地実習の取扱いは養成所における教育内容の縮減を認めるものではないことから、必要な教育が行われるように特段の配慮をお願いしたいこと。
- (2) 実習計画を見直した場合も、ガイドラインにおいて示している「求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」に照らし、学生の学修状況についての評価を実施すること。
- (3) 臨地における実践は、対象の特性にあわせて看護技術を実践する機会であることから、学内での演習により代替する場合は、シミュレーション機器や模擬患者等を用いて、日々変化する患者の状態をアセスメントする演習や、学生同士による実技演習、患者とのコミュニケーション能力を養う演習等、可能な限り臨地に近い状況の設定をし、演習を行うこと。
- (4) 技術演習に限らず複数人を対象とする演習の際は、集団感染防止に係る3

つの条件、いわゆる「3つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けた環境を整備し、感染予防策として、個人の感染予防の徹底や、人数、演習時間等に留意し実施すること。

7. 実習施設等の変更の承認又は届出

保健師助産師看護師法施行令第13条第1項及び第2項の規定により、実習施設等を変更する場合は変更の承認又は届出が必要であるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による変更に限り、変更の承認又は届出に係る手続きや時期については、弾力的に取扱って差し支えないこと。

以上

【参考】 具体的な臨地実習の展開方法や事例等については、各看護教育団体のホームページに掲載されているため参考とすること。

- ・ 日本看護学校協議会：
http://www.nihonkango.org/report/pdf/report_200622.pdf
- ・ 全国保健師教育機関協議会：
<http://www.zenhokyo.jp/work/doc/r2-iinkai-jishudaitai.pdf>
- ・ 全国助産師教育協議会：
<http://www.zenjomid.org/info/index.html#-20200615>

事務連絡
令和5年10月17日

各

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県私立高等学校担当部局
都道府県私立特別支援学校担当部局
国公立大学
都道府県衛生・医務主管部局
都道府県介護福祉士・社会福祉士養成施設主管部局
都道府県精神保健福祉士養成施設主管部局
地方厚生（支）局健康福祉部

御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康・生活衛生局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について」の廃止について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設（以下「学校養成所等」という。）に在学中の学生及び生徒（以下「学生等」という。）の修学等に不利益が生じることがないように、学校養成所等の運営等については、別添のとおり令和2年2月28日、令和2年6月1日、令和3年5月14日、令和4年4月14日及び令和5年4月25日付事務連絡（以下「前事務連絡等」という。）により、その取扱いを周知しており、これに基づきご対応いただいているものと承知しております。

その前事務連絡等において、新型コロナウイルス感染症への対応のため、学校養成所等における実習等の弾力的な運用をお知らせしておりましたが、本事務連絡の発出をもって、これまでの前事務連絡等の取扱いを原則として廃止します。

なお、できる限り速やかに従前の教育体制を整備することが望ましいところですが、実習施設の確保等について、速やかに対応することが困難な事情がある場合には、令和6年3月31日までの間、これまでの前事務連絡等と同様の対応として差し支えありません。また、各医療関係職種等の国家試験の受験資格の認定についても前事務連絡等と同様の取扱いとします。

これにより、今後は、前事務連絡等の発出以前と同様の実習を行うことを念頭に、実習施設を確保するとともに、授業・実習等を計画する必要がありますが、実習を実施する時期において、学校養成所等又は実習施設での感染者の集団発生等により、やむを得ず実習の実施が困難になった場合には、上記期限（令和6年3月31日）以降も、当面の間は前事務連絡等と同様の対応として差し支えない旨、併せてお知らせします。

なお、前事務連絡等に関連して、実習施設におけるワクチン接種やPCR検査等の取扱いについては、別添のとおり、令和4年4月14日付事務連絡により、学校養成所等の実習施設となり得る医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、福祉施設及び保健所等（以下「医療機関等」という。）に対して、ワクチン接種やPCR検査等を実習の受入れの必須要件としないよう、また、令和5年4月25日付事務連絡により、学校養成所等において入学の必須要件としないよう、学校養成所等に対して、関係者の理解と協力を得られるよう周知をお願いしておりますが、特にこの点は引き続き、今後も学生等の修学等に不利益が生じることがないように、周知を行っていただくようお願いいたします。

本事務連絡は、各国公私立大学におかれましては適切に対応いただくとともに、各都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、内容について御了知の上、管内の学校養成所等及び医療機関等に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれましては、管内の特別支援学校を所管する指定都市を除く、各市町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

【担当】

文部科学省 03-5253-4111（代表）

厚生労働省 03-5253-1111（代表）

[専門高校]

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
（内線：2383（助成係））

[特別支援学校]

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
（内線：3716（指導係））

[大学・短期大学及び大学に付属する専修学校]

文部科学省高等教育局医学教育課
（医師・歯科医師）（内線：3306（医学教育係））
（薬剤師）（内線：3326（薬学教育係））
（保健師・助産師・看護師）（内線：2508（看護教育係））
（その他の職種）※（内線：2508（医療技術係））

※管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、社会福祉士・介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師については、下記の厚生労働省健康・生

活衛生局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ連絡すること。

[養成所・養成施設]

厚生労働省医政局

(保健師・助産師・看護師・准看護師) (内線：2594 (看護課))

(救急救命士) (内線：2550 (地域医療計画課))

(歯科衛生士・歯科技工士) (内線：4141 (歯科保健課))

(その他の職種) (内線：2568 (医事課))

厚生労働省健康・生活衛生局

(製菓衛生師) (内線：2492 (総務課))

(管理栄養士・栄養士・調理師) (内線：2972 (健康課))

(理容師・美容師) (内線：2437 (生活衛生課))

厚生労働省社会・援護局

(社会福祉士・介護福祉士) (内線：2845 (福祉基盤課))

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

(精神保健福祉士) (内線：3064 (精神・障害保健課))

(公認心理師) (内線：3113 (精神・障害保健課))

